

## 衛生委員会報告

衛生委員会      ～転倒事故～      資料作成 草野

今回は転倒事故について簡単にご説明したいと思います。

起こしやすいものだからこそ注意が必要です。

転倒事故についてや防止策などを簡単にお話しします。

『実は・・・』

➤ 日常生活を送る中で、何かの拍子で転倒してしまうことはあるかと思えます。

軽く転んだだけならいいですが、転び方によっては大きな怪我やそれによって後遺症が残ったり、酷い場合は死亡してしまうこともあります。

転倒事故は屋内外関係なく起こり、高齢の方ほど大きな事故になる割合が多い傾向にあります。

➤ 労働災害での事故の内訳では、通路・床等での「転倒災害」によるものが26.2%を占め、続いて捻挫や腰痛を引き起こす「動作の反動、無理な動作」が17.4%、階段等からの「墜落、転落」が15.0%、以下「交通事故」、「切れ、こすれ」、「はさまれ、巻き込まれ」となっており、毎年ほぼ同じような割合を示しています。

このように、勤務中であっても転倒し、怪我を負うことが他の事故よりも多い割合になっています。

➤ 「転倒」は、いつでも、どこでも、だれにでも発生するため、「ちょっと転んだだけ」「急いでいたため」と言って軽視されがちです。その為、十分な対策もなされず、再度、「転倒」を起こしてしまいます。しかし、転倒災害の原因をよく理解し、それに基づいて対策を講じれば転倒のリスクを低減することは可能です。

転倒災害をよく理解し、職場に起こる転倒災害を減らしましょう。

『転倒災害の主な原因と発生場所と予防法』

➤ 労災による転倒災害の原因として、

- ・「すべって」は約40%
- ・「つまずいて」が32%
- ・「自分の反動で」が約10%

「すべって」「つまずいて」「自分の動作の反動」の合計で約8割を占めています。

これらから、転倒の対策を考える際には、「すべり」「つまずき」を軸に考えていくことが大切であることがわかります。

➤ 転倒災害の多い発生場所は、通路・屋内外作業床面・階段で、転倒災害全体の約8割がそちらで発生しています。

➤ 転倒災害を予防するためのポイントは、

- ・床は、くぼみ、段差がなく滑りにくい構造のものとしましょう。
- ・水たまりなどは、直ぐに拭き取りましょう。

- 履物はすべりにくく、安定したものを着用しましょう。
- 階段には、滑り止め、手すりを設けましょう。
- 通路や人通りのある床面には出来るだけ物品を置かないようにしましょう。
- 移動の際は自分の足下に注意しましょう。

#### 『介助の際の転倒事故防止策』

- 介助中の場合は、先に述べました自己の転倒に加えて、介助対象者の転倒にも注意しなくてはなりません。

介助勤務中は、次の項目に注意しましょう。

- 転倒の起きやすい要因を把握しておく。
- 障害の内容など、利用者の身体の状態を出来るだけ正確に把握しておく。
- 声かけや利用者とのコミュニケーションをしっかりとる。
- 移動中は利用者から目を離さない。
- 体位変換やトランスファーなどの身体介助は、正しい方法でしっかり出来るスペースを確保して行う。
- 転倒防止用品がある場合は適切に使用する。
- 利用者宅の環境状態などの情報を、利用者を含む担当ヘルパースタッフ全体で出来るだけ共有する。

#### 『転倒事故が起きてしまったら』

- もし、勤務中で利用者及びヘルパースタッフに転倒事故が起きてしまった時は、次の手順で対応するようにしましょう。

(※対応の原則は、迅速・的確・誠実に行い、影響を最小限に食い止めること。)

##### ◆転倒事故発生



##### ◆転倒者の状態観察



##### ◆事業所へ連絡    ◆必要時、救急車の手配



##### ◆医療機関での診察・検査及び治療

(気付かずに頭部を打っていた場合など、後から重篤な事故にならないために、何も無いように見えても一応受診しておくこと。)



##### ◆事業所へ結果報告



##### ◆事故原因の分析及び再発防止対策

#### 『最後に』

- 転倒事故は、ちょっとした要因で簡単に起きてしまいます。

それなのに重篤な事故になりうるアクシデントです。

出来るだけ起こりやすい要因を減らして事故防止に努めましょう。